

## 住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住民票の写しや戸籍謄本等の交付事実を本人に通知する制度とすることや、本人を含めた全ての請求における請求事由の明示、職務上の疎明資料等の添付の義務付け、不正請求に対する一層の罰則強化を行うなど、個人情報保護の更なる充実を図ること。
2. コンビニ等での各種証明書交付サービスについては、特別交付税算入措置を継続するなど、引き続き必要な財政措置を講じること。
3. 戸籍受附帳の磁気ディスク化に伴い都市自治体が負担する経費について、財政措置を講じること。
4. 徘徊高齢者対策など必要に応じて市民の居所不明に対する調査ができるよう、国において情報共有等に関する仕組みを構築すること。  
また、居所不明者の中には海外へ出国するケースがあることから、入国管理局への出入国記録の照会項目等の改善を図ること。
5. 民法第772条第2項のいわゆる300日規定に係る出生届について、実情に即して受理することができるよう、法改正を含め所要の措置を講じること。